

産業能率大学通教校友会
新支部設立経費助成金の支給に関する規程

分類番号：助一程009

制定日：2015年7月11日

改正日：2016年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、産業能率大学通教校友会都道府県支部（以下「支部」という。）を設立するために発生した会場費等の経費を補助するために支給する新支部設立経費助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定める。

(助成金の支給要件)

第2条 助成金は、産業能率大学通教校友会都道府県支部設立に関する規程の第3条に定める新支部の設立要件に基づき、「産業能率大学通教校友会 新支部設立申請書」（以下「申請書」という。）を提出してから一年以内の新支部設立のための活動に対して支給する。

(助成金の支給対象)

第3条 助成金は、活動に際して発生した会場費及び通信費又は消耗品購入費等を対象に支給する。但し、飲食費は含まないものとする。

(助成金の支給金額)

第4条 助成金の支給機会は1回とし、支給金額は3万円とする。

(助成金の申請方法)

第5条 助成金を申請する場合、新支部設立発起人の代表者は、産業能率大学通教校友会事務局（以下「事務局」という。）を通じて校友会会長へ申請書を提出するとともに、合同部会に出席して設立計画を説明しなければならない。

(助成金の支給方法)

第6条 前条に定める申請があった場合は、合同部会が審議し、校友会会長が助成金支給の可否を決定する。

- 2 校友会会長が助成金の支給を決定した場合、事務局は原則として合同部会の開催日の翌月、申請書に記載された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(新設立準備終了後の手続き)

第7条 新支部の設立準備が終了した場合は、第3条に定める新支部設立のための活動経費に係る領収書及び活動に係る詳細を説明した書類を事務局あてに提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類は、原則として新支部の設立準備終了後の1か月以内に提出するものとする。

(新支部を設立できなかった場合の手続き)

第8条 新支部を設立できなかった場合は、新支部設立のための活動経費に係る領収書及び活動に係る詳細を説明した書類を事務局あてに提出しなければならない。なお、助成金の残金がある場合は、事務局を通じて産業能率大学通教校友会に返金しなければならない。

2 前項に定める書類は、原則として新支部設立のための活動終了後の1か月以内に提出するものとする。